

YUFU

市報ゆふ

2020
vol.175

4

表紙は4月2日に庄内町の長宝児童公園で撮影した、桜の花と、初めて桜を見る赤ちゃんの様子。

令和2年 第1回由布市議会定例会 施政方針

令和2年第1回由布市議会定例会の開会にあたり、令和2年度に向けて市政に臨む基本的な考えや方針について述べさせていただきます。

1 安全・安心で快適なまちづくり

令和2年度は、リニューアルした「防災の手引き」の全戸配布や「土砂災害ハザードマップ」の作成、配布を予定するなど、避難所や避難誘導の環境整備を図るとともに、新たな防災情報告知システムの構築に向け取り組んでまいります。

また、世界で蔓延している新型コロナウイルスの脅威も予断を許さない状況が続いており、今後も関係機関との強固なネットワークにより取り組みを進めてまいります。

公共交通につきましても、持続可能な公共交通の確立をめざすため、由布市地域公共交通再編実施計画に則り、由布市に必要な公共交通のあり方を探り、実施していきける体制づくりと見直しに着手してまいります。

水道事業につきましても、厳しい経営状況となっていることから、策定した由布市水道ビジョンに沿って経営方針を定めてまいります。

由布大分環境衛生センター（し尿処理施設）につきましても、汚泥再生処理センター整備基本計画に基づき、令和2年度から施設の改修に着手し、令和5年度からの稼働を予定しております。

2 人を育むまちづくり

幼児期の保育では、民間の力を活用しながら、これまで以上に質の高い保育サービスの提供をめざし、新

たな保育環境を構築してまいります。

子どもたちの教育支援体制につきましては、これまでの体制に加え、さらに心の支援体制を一層充実させていきます。また、学力向上のため、引き続き、少人数指導と個別指導を行うための臨時講師や幼稚園での預かり保育士の確保、支援員の配置について力を入れてまいります。なお、学校施設につきましては、今後も、各教室の環境整備や施設改修とともに教育備品等の完備など教育環境の整備に努めてまいります。

また、子育て世帯を支援するため、これまでの取り組みに加え、安心して出産、子育てができる環境づくりのため、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を行う「由布市子育てサポートセンター」の設置や産後ケア事業を実施してまいります。

3 医療、福祉のまちづくり

現在、健康立市施策を進めておりますが、引き続き、気軽に健康づくりに取り組むことができる講座や教室などの事業を展開してまいります。

また、高齢者のための行政サービス向上のため、「高齢者支援課」を新設し、高齢者が生きがいになり、活躍できる地域社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

あわせて、来庁された市民の方が戸惑うことのないよう、本庁舎の市民課内に総合窓口を設置いたします。

4 産業振興のまちづくり

観光施設の整備につきましては、災害により入峡できなかった由布川峡谷の降り口や狭霧台第2展望所散策道が完成予定となっております。今後も、由布市の

魅力を一昨年オープンいたしました由布市ツーリストインフォメーションセンター（TIC）をはじめ、SNSやさまざまな方法により情報を発信し、誘客活動を展開させていきたいと考えています。

そして、豊かな自然とさまざまな農産物に恵まれた由布市にとりまして、農業は重要な産業であり、これまでも各種事業の推進に努めてきたところですが、令和2年度からは、これまで重要施策として取り組んでまいりました、特産品のPRとグリーンツーリズムの推進について、民、行政、企業等が一体となった法人組織を設立し、戦略的に行う運びとなりました。市といたしまして、農と観の連携、地域資源の活用、地域経済の進展など、将来的に地域創生の力を握るものであると期待しているところです。

加えて、令和2年度より「農林整備課」を新設し、農業施策におけるハード、ソフト両面のさらなる充実を図ってまいります。

また、地域で頑張る企業を支援したいとの思いで始めました由布市異業種交流会は、令和2年度から農業生産者の方にもご参加いただき、交流や支援を通じまして、産業振興施策を深化させたいと考えております。

5 未来へ持続可能な行政運営

令和2年度の予算編成におきましては、新たな時代を担う子どもたちに魅力ある由布市を引き継ぐため、限られた財源を有効機能させつつ、持続可能な行政運営の推進を第一義として取り組みました。引き続き、地域発展予算枠を設け、市民の皆様の福祉向上につながるものについては、選択と集中により効率化を図り、その財源を確保いたしました。

そして、職員に対しては、市民の皆様から何を求められ、何を望まれているかを的確に理解し、正しく行動に移すことができるよう今後も職員の育成に力を注いでまいります。

定期監査の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和元年度の定期監査を実施しましたので、その結果についてお知らせします。

令和2年1月14日から1月24日まで、市長部局、教育委員会、議会や農業委員会等の各事務局、消防本部を対象に監査を行いました。

令和元年度に執行された財務事務を主に、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているかを着眼点とし、各課から関係資料・書類の提出を求め、所屬長および担当者からの説明聴取や質疑応答により実施しました。

監査の結果、本監査に係る事務および事業については、概ね適正に処理されていると認められました。ただし、次に述べる事項については改善・検討を求めたところであり、まず1点目が、補助金交付に係る要綱の整備と支出に関する事務処理の適正化について、2点目が、各課が所持している各種団体の通帳と印鑑の適正な管理と会計事務について、3点目が、公の施設の指定管理に係る適正な事務処理について、4点目が、郵便切手など有価物の現金と同様の厳格な管理について、5点目が、決裁文書に係る文書管理規定に則った事務処理について、改善・検討を求めております。

本監査の意見・感想としましては、人口減少による市税の減収や地方交付税の段階的縮減などにより歳入規模が縮小していく一方で、扶助費や公債費といった義務的経費の増大などへの懸念に対し、自主財源確保に向けた積極的な取り組みの必要性を感じたところであり、市では「新たな財源検討委員会」を設置し、自主財源の確保に向けた協議・検討が進められておりますが、現在の財政状況を考えると、早く方針を定め、実施する必要があるものと考えます。

また、既存公共施設の老朽化に伴う修繕・改修費の増大や、湯布院地域複合施設などの新たな公共施設に係る維持管理費の増大が、今後大きな財政負担となることが懸念されます。施設使用料をはじめとする各種使用料等については、受益者負担の原則等に基づき、維持管理費などの経費を考慮したうえで料金を見直しを検討していただきたいと考えております。

平成29年3月に策定された由布市公共施設等総合管理計画では「今後40年間で公共建築物の総延床面積を30%縮減」という目標が掲げられていますが、持続可能で安定的な行政運営の推進のためには、実施スピードを早める必要があるものと考えます。遊休資産についても、所管課において有効活用できないか十分に検討を行い、具体的な活用方針がないものは売却するなど処分を図り、効率的・効果的な財産管理に努めていただきたいと思っております。

財政調整基金も、平成28年度から年々減少している状況です。全職員が市の厳しい財政状況を認識し、限られた財源のもと最小の経費で最大の効果をあげるための意識改革が進められることを望んでおります。

●問い合わせ 監査委員事務局 ☎097-582-1219

マイナンバーカード申請用の写真撮影を行っています

平日の午前8時30分から午後5時まで、本庁舎・挟間庁舎・湯布院庁舎でマイナンバー（個人番号）カード申請用の写真撮影を行っています。撮影は無料で、撮影後はそのままカード申請の手続きを行います。

カードをお持ちの方は、令和2年度実施予定のマイナポイントの予約（マイキーID設定）ができます。

また、下記休日は、本庁舎のみを開庁して、マイナンバーカードの申請受付と写真撮影を行いますので、平日に来庁できない方はご利用ください。休日開庁の際には、マイナンバーカードの申請以外の証明発行等の業務はお受けすることができませんので、ご了承ください。

●休日開庁日 4月26日(日)、5月10日(日)・24日(日)、6月14日(日)・28日(日)

●休日開庁受付時間 午前9時～午後5時

●休日開庁場所 市民課（本庁舎本館1階）

※休日開庁は、挟間庁舎・湯布院庁舎では行いません。

●必要書類

カードを作りたい方	・本人確認書類（運転免許証、保険証等） ・通知カードと一緒に届いた交付申請書（お持ちの方のみ。なくても受付できます。）
マイナポイントの予約をしたい方	・マイナンバーカード ※予約の際には、カード交付時に設定したパスワード（数字4桁）の入力が必要です。

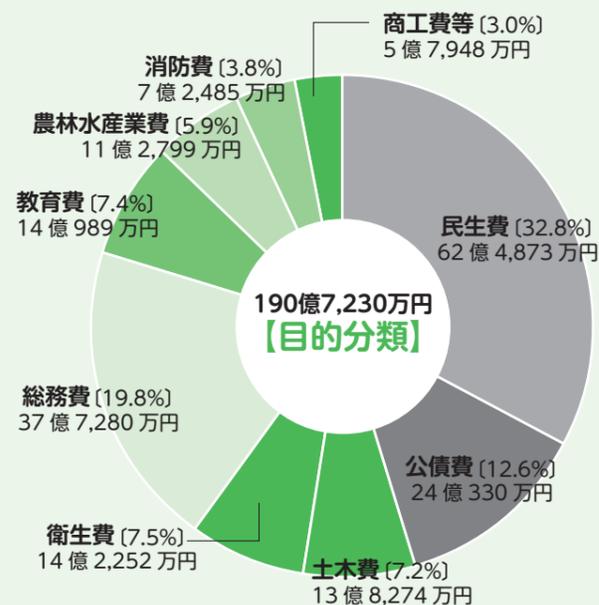
●問い合わせ

・マイナンバーカードの申請について 市民課 ☎097-582-1111（内線1142・1143）

・マイナポイントの予約について 総合政策課 ☎097-582-1111（内線1245・1246）

歳出用語解説

民生費	生活保護や児童・高齢者・障がい者などに対する社会福祉のための費用
教育費	小中学校の運営や生涯学習、スポーツ振興のための費用
総務費	庁舎などの管理、企画調整、地域活性化のための費用
衛生費	医療費助成・健診などにかかる経費やごみ処理・環境対策のための費用
土木費	道路整備、住宅管理、都市計画などのための費用
農林水産業費	農林漁業の振興、農林道の整備などのための費用
消防費	火災予防や消火活動、救急救助活動のための費用
商工費等	商工業や観光振興のための費用（議会費や災害復旧費等を含めています）



【目的別】
支出
について

目的別の予算では、民生費や公債費にける割合が多い、年々増えていっているんだよ。

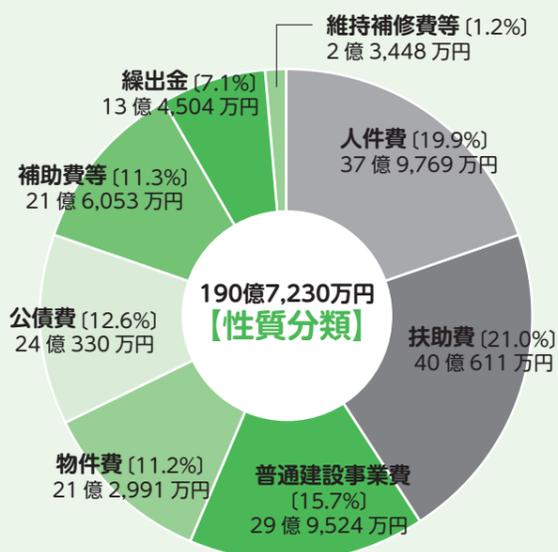


【目的別】

一般会計予算の歳出【目的別】は、昨年度に比べて、子育て支援に対する児童福祉費の増や介護保険事業等の社会福祉費の増により民生費が増額（2億3,072万円、3.8%）、湯布院複合施設の建設および備品購入等により総務費が増額（2億8,289万、8.1%）、教育費が増額（9,928万円、7.6%）しています。これに対して、観光情報発信拠点整備等の改修終了により商工費（△2,037万、△6.9%）、および土木費（△8,468万円、△5.8%）が減少しています。

歳出用語解説

人件費	職員の給料や委員報酬など人にかかる費用
扶助費	児童手当、生活保護、医療費の援助など、主に福祉・保健・医療にかかる費用
普通建設事業費	学校施設建設や道路整備などに工事に係る費用
物件費	光熱水費や委託料など主に施設管理・行政運営にかかる費用
公債費	過去の借入金の返済にかかる費用
補助費等	各種団体などに対する助成にかかる費用
繰出金	一般会計から特別会計などに支出する費用
維持補修費	修繕や施設の維持にかかる費用



【性質別】

【性質別】

一般会計予算の歳出【性質別】を見てみると、昨年度に比べて、公共施設等の経年劣化に伴う維持補修費が2,113万円（28.3%）の増額となっています。また、会計年度任用職員制度に伴い、人件費が3億,8726万円（11.4%）の増額となっていますが、逆に物件費は3億272万円（△12.4%）の減額となっています。

性質別を見てみると、人件費や扶助費、普通建設事業費にける割合が大きいことがわかるなあ。その中でも、扶助費は毎年増えていっているよ。



● 問い合わせ 財政課財政係 ☎097-582-1176（内線1256・1257）

予算総額 294億7,245万円

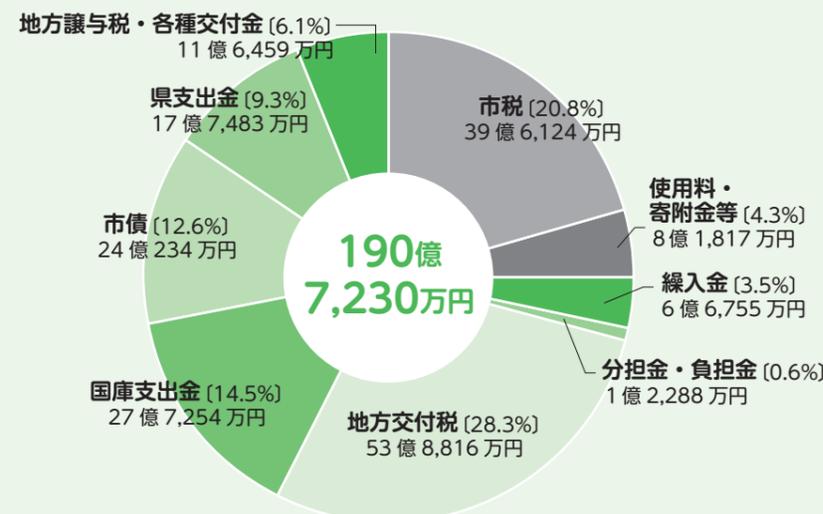
会計別予算	令和2年度予算	平成31年度予算	増減率
一般会計	190億7,230万円	182億7,708万円	4.4%
特別会計	89億4,596万円	95億5,895万円	△6.4%
国民健康保険	39億7,638万円	41億8,026万円	△4.9%
介護保険	44億2,937万円	42億8,710万円	3.3%
後期高齢者医療	4億4,836万円	4億4,381万円	1.0%
簡易水道事業※	0円	5億5,237万円	皆減
農業集落排水事業	9,184万円	9,540万円	△3.7%
水道事業会計	14億5,417万円	9億977万円	59.8%
うち収益的支出	8億1,772万円	5億9,584万円	37.2%
うち資本的支出	6億3,644万円	3億1,392万円	102.7%

※簡易水道事業は、令和2年度から水道事業会計に統合されます。

一般会計の、市民1人当たりの予算は約56万円（※）になるよ。
※一般会計予算について 令和2年2月末人口34,303人で算出



収入
について



歳入用語解説

市税	皆さんに納めていただく市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、たばこ税など
使用料・寄附金等	市が管理する財産の使用に対する料金収入やふるさと納税等の寄附をいただいたお金
繰入金	主に基金(市の預金)の取り崩し
地方交付税	地方ごとに生じる地方税の収入の差を調整するために、国から交付されるお金
国庫支出金	特定の事業に対して、国から使いみちを指定して交付されるお金
市債	長い間利用される市の施設をつくるなどに、借り入れるお金
県支出金	特定の事業に対して、県から使いみちを指定して交付されるお金
各種交付金	利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金など国から交付されるお金

一般会計予算の歳入は、国庫支出金が1億7,475万円の増（6.7%）となっているほか、県支出金が1億8,620万円の増（11.7%）、市税が4,871万円の増（1.2%）となっています。

また、消費税率の改定に伴い、地方消費税交付金も1億2,747万円の増（18.7%）となっており、全体としては7億9,522万円（4.4%）の増となっています。

自主財源（市の自主的な収入）より、依存財源（国や県からもらったお金など）の割合が大きいなあ。



令和2年度
由布市の予算を
お知らせします

令和2年第1回市議会定例会で議決された一般会計予算額は、190億7,230万円であり、前年度に比べ、7億9,522万円の増（4.4%）となりました。
令和2年度予算は、第2次総合計画の5年目にあたり、さらなる地方創生への取り組み強化に加え、年間総合予算として予算編成を行いました。第2次総合計画では「みんなで進める！持続可能なまちづくり」、「一人ひとりの力を活かせるまちづくり」、「人や文化を育むまちづくり」、「経済の循環から地域が潤うまちづくり」、「豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり」、「地域を知り、表現するまちづくり」の6つのテーマを掲げ、施策を展開していきます。

みんなで餅つき
楽しそうだなあ



移住体験ツアーは
毎年大盛況だよ



宮川の外来藻を
駆除しているよ



6. 地域を知り、表現するまちづくり

商工観光課

- 観光振興事業 8,666 万円
「まちづくり観光局」や各観光協会への補助金や観光情報発信の強化等、観光振興施策を展開します。
- 観光基盤整備事業 502 万円

総合政策課

- U I J ターン推進事業 414 万円
移住コンシェルジュを活用し、U I J ターン等の移住者の受け入れを推進します。
- クアオルト推進事業 131 万円
質の高い健康保養地づくり「クアオルト」に取り組むことで、日本型のクアオルトの普及および拡大をめざします。

農政課

- 地域資源利活用推進事業 1,600 万円
- 都市農村交流推進事業 341 万円
農家民泊等、グリーンツーリズムを推進するために情報インフラの整備を行います。

4. 経済の循環から 地域が潤うまちづくり

農政課

- 地産地消推進事業 283 万円
地域資源を活用した商品開発や特産品のブランド化に取り組み、6次産業化の普及を促進します。
- 就農支援事業 3,154 万円
意欲的な就農志望者の支援を目的に技術や経営方法を学ぶための研修や、農業を始めるための準備等支援します。
- 園芸産地整備事業 1,085 万円

商工観光課

- 商工振興活性化事業 2,337 万円
中小企業への支援や商店街への賑わい創出支援を行うことで、経済の活性化をめざします。
さらに、市内事業者の交流会を企画し、業種を超えた関係づくりに取り組みます。

5. 豊かな環境の中で快適な暮らしが 実感できるまちづくり

総合政策課

- 由布市に住みたい事業 1,390 万円
空き家対策および移住定住対策の事業であり、登録物件の看板設置やリフォームにかかる費用、不動産業者との仲介手数料にかかる助成等を行います。

環境課

- 豊かな水環境創出事業 139 万円
大分川流域の水質環境保全に取り組みます。
- 豊かで美しい由布の環境事業 79 万円



電気自動車「nolor」
みんなも見かけたかな？



市民体育大会の
様子だね

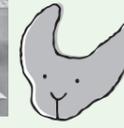


まちづくりの6つのテーマ

第2次総合計画に掲げられた「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」実現に向け、6つのテーマに沿って、主な施策に取り組みます。



みんなが未来の
地図をつくったよ



なんのお話かな？



3. 人や文化を育むまちづくり

子育て支援課

- 児童健全育成事業 1 億 2,902 万円
放課後に保護者不在の児童を対象とし、適切な遊びや生活の場づくり等を支援し、児童が健全に育成できる環境を整備します。
- 地域子育て支援づくり事業 4,069 万円
- ひとり親家庭等自立支援事業 3,050 万円

社会教育課

- 地域協育推進事業 928 万円
子どもたちの育成を地域が一体となって取り組んでいく体制を確立します。
- 図書館事業 4,367 万円

教育総務課

- 情報環境整備事業 2,125 万円

学校教育課

- 学校子ども支援センター事業 1,521 万円
- 中学校英語教育推進事業 1,425 万円
中学生の英語技能検定取得を支援するため、検定試験受験料を助成します。

スポーツ振興課

- 競技スポーツ振興事業 1,273 万円
市内体育協会への補助のほか、自転車競技の合宿誘致に取り組みます。

1. みんなで進める！持続可能なまちづくり

総合政策課

- 由布コミュニティ(地域の底力再生)事業 172 万円
地域が抱える課題や魅力を地域住民自ら再点検し、地区計画を策定する支援をします。
- 地域公共交通事業 5,519 万円
コミュニティバスの運行、運行状況分析等を行います。
- 地域づくり団体交流連携事業 167 万円
地域づくりの先進地との交流等を行い、地域に新しい風を吹き込むことにより、地域の活性化をめざします。

庄内振興局地域振興課

- 地域コミュニティ形成促進事業 532 万円
地域の課題を地域で解決していく新たなコミュニティ組織の設立を推進します。

防災安全課

- 災害対策環境整備事業 4,921 万円

湯布院振興局地域振興課

- 湯布院複合施設整備事業 11 億 2,040 万円

2. 一人ひとりの力を活かせるまちづくり

健康増進課

- 地域支え合い事業 498 万円
- 健康立市推進事業 591 万円
「健康長寿」と「生活の質の向上」に向け、各種健康施策を展開することにより「健康立市・由布市」の実現をめざします。

福祉課

- 自立支援事業 9 億 5,973 万円

子育て支援課

- 子ども医療費助成事業 1 億 3,676 万円
就学児、未就学児に対して医療費の助成を行います。
- 高校生等医療費助成事業 1,684 万円
高校生等に対して医療費の助成を行います。

市職員人事異動

由布市職員の人事異動が、4月1日付で行われました。副主幹級以上の異動および新規採用職員については、次のとおりです。

()は旧職

一般職員

【課長級】

- ▽防災安全課長 首藤啓治(社会教育課長)
- ▽総合政策課長 佐藤正秋(水道課長)
- ▽財政課長 庄忠義(防災安全課長)
- ▽税務課長 佐藤厚(福祉事務所長兼福祉課長)
- ▽人権・部落差別解消推進課長 衛藤誠治(人権・同和対策課長)
- ▽健康増進課長 武田恭子(保険課長)
- ▽環境課長 田代浩樹(学校教育課長)
- ▽商工観光課長 衛藤欣哉(スポーツ振興課長)
- ▽農政課長 河野克幸(税務課長)
- ▽農林整備課長 日野正美(監査・選挙管理委員会事務局長)
- ▽水道課長 三ヶ尻郁夫(挟間振興局地域整備課長)
- ▽福祉事務所長兼福祉課長 馬見塚美由紀(健康増進課長)
- ▽高齢者支援課長 後藤睦文(環境課長)
- ▽挟間振興局長兼地域振興課長 佐藤公教(総合政策課長兼室長)
- ▽庄内振興局長兼地域振興局地域振興課主幹 日高真治(同課副主幹)
- ▽学校教育課主幹(学校給食センター)
- ▽角田茂樹(農政課副主幹)
- ▽学校教育課主幹(由布川幼稚園)
- ▽藤原章子(同課副主幹)
- ▽同園)
- ▽社会教育課主幹(庄内公民館)
- ▽安東まみ(同課副主幹)
- ▽湯布院公民館)
- ▽議会事務局主幹 木原智子(同課副主幹)

【副主幹級】

- ▽総務課副主幹 麻生美由希(健康増進課副主幹)
- ▽防災安全課副主幹 秋吉寅男(財政課副主幹)
- ▽財政課副主幹 佐藤芳規(建設課副主幹)
- ▽財政課副主幹 庄野泰之(健康増進課副主幹)
- ▽税務課副主幹 江戸陽(保険課副主幹)
- ▽税務課副主幹 松下桐子(湯布院振興局地域振興課副主幹)
- ▽市民課副主幹 姫野さおり(会計課副主幹)
- ▽健康増進課副主幹 秋吉剛(税務課副主幹)
- ▽農政課副主幹 福隅満(学校教育課副主幹)
- ▽農林整備課副主幹 河野竜一(農政課副主幹)
- ▽農林整備課副主幹 太田和章(農

- 興課長 大野利武(農政課長)
- ▽会計管理者 衛藤哲男(教育次長兼教育総務課長)
- ▽教育次長兼教育総務課長 生野浩一(庄内振興局長兼地域振興課長)
- ▽議会事務局長 馬見塚量治(財政課長)
- ▽市民課長 工藤安廣(同課参事)
- ▽保険課長 佐藤幸洋(税務課参事)
- ▽都市景観推進課長 左藤毅(湯布院振興局地域振興課参事兼室長)
- ▽挟間振興局地域整備課長 岡公憲(建設課参事)
- ▽湯布院振興局地域整備課長 杉田文武(財政課参事兼室長)
- ▽学校教育課長 森次晃(同課参事)
- ▽社会教育課長 伊勢戸隆司(学校教育課参事兼所長)
- ▽学校給食センター)
- ▽スポーツ振興課長 古庄成之(同課参事)
- ▽監査・選挙管理委員会事務局長 佐藤俊吾(総務課参事)

【参事級】

- ▽学校教育課参事兼所長(学校給食センター)
- ▽利光祐治(社会教育課参事)
- ▽庄内公民館)
- ▽総務課参事 生野成美(会計課総括課長補佐)
- ▽総合政策課参事兼室長 一法師良市(同課総括課長補佐)
- ▽財政課参事兼室長 大久保暁(総務課総括課長補佐)
- ▽税務課参事 砂田剛士(同課総括課長補佐)

- 政課副主幹)
- ▽農林整備課副主幹 安部潔徳(水道課副主幹)
- ▽建設課副主幹 衛藤優也(湯布院振興局地域整備課副主幹)
- ▽都市景観推進課副主幹 梅野朋美(建設課副主幹)
- ▽福祉課副主幹 上村健治(学校教育課副主幹)
- ▽学校給食センター)
- ▽福祉課副主幹 土師勇治(庄内振興局地域振興課副主幹)
- ▽高齢者支援課副主幹 大久保誠(健康増進課副主幹)
- ▽挟間振興局地域振興課副主幹 川野貴載(税務課副主幹)
- ▽挟間振興局地域整備課副主幹 河野展也(税務課副主幹)
- ▽監査・選挙管理委員会事務局副主幹 佐藤孝宣(由布市まちづくり観光局副主幹)
- ▽財政課副主幹 高瀬要(同課主査)
- ▽税務課副主幹 厚地正樹(庄内振興局地域振興課主査)
- ▽健康増進課副主幹 三重野知花(同課主任保健師)
- ▽水道課副主幹 鶴岡良子(同課主査)
- ▽挟間振興局地域振興課副主幹 小代晋太郎(同課主査)
- ▽湯布院振興局地域振興課副主幹 伊東美幸(同課主査)
- ▽湯布院振興局地域整備課副主幹 藤澤めづみ(同課主査)
- ▽会計課副主幹 加藤由美(同課主査)
- ▽教育総務課副主幹 秋吉政宏(子育て支援課主査)

- 佐)
- ▽市民課参事兼室長 後藤昌代(挟間振興局地域振興課総括課長補佐)
- ▽湯布院振興局地域振興課参事兼室長 古長誠之(財政課総括課長補佐)
- ▽社会教育課参事(庄内公民館)
- ▽秦隆(水道課総括課長補佐)
- ▽スポーツ振興課参事 富川賢治(挟間振興局地域整備課総括課長補佐)

【課長補佐級】

- ▽学校教育課総括課長補佐 平野浩一郎(健康増進課総括課長補佐)
- ▽農業委員会事務局次長 長松喜久一(福祉課総括課長補佐)
- ▽健康増進課総括課長補佐 佐藤重喜(総務課長補佐)
- ▽保険課総括課長補佐 田代由理(同課課長補佐)
- ▽環境課総括課長補佐 井原和裕(同課課長補佐)
- ▽子育て支援課総括課長補佐 吉野真由美(同課課長補佐)
- ▽湯布院振興局地域整備課総括課長補佐 二宮啓幸(同課課長補佐)
- ▽学校教育課総括課長補佐 須藤礼子(同課主幹)
- ▽総務課課長補佐 安部正徳(監査・選挙管理委員会事務局局長補佐)
- ▽人権・部落差別解消推進課課長補佐 大塚守(人権・同和対策課課長補佐)
- ▽商工観光課課長補佐 新田祐介(湯布院振興局地域振興課課長補佐)

【派遣・出向】

- ▽由布市まちづくり観光局主幹 在津典良(同局副主幹)

【退職者】

- ▽市民課長 森下祐治
- ▽商工観光課長 溝口信一
- ▽挟間振興局長兼地域振興課長 大久保隆介
- ▽会計管理者 首藤康志
- ▽議会事務局長 栗嶋忠英
- ▽挟間振興局地域振興課課長補佐 後藤純治
- ▽商工観光課参事 工藤晋哉

【新採用】

- ▽市民課主事 甲斐大暉
- ▽健康増進課保健師 椎山大輔
- ▽健康増進課栄養士 圓山夏希
- ▽保険課主事 會川真由
- ▽子育て支援課主事 山部亮
- ▽庄内振興局地域振興課主事 松本元気
- ▽湯布院振興局地域整備課主事 大久保達矢
- ▽社会教育課主事 後藤太一
- ▽学校教育課教諭(由布院幼稚園)
- ▽麻生しほり
- ▽スポーツ振興課主事 杉田信
- ▽税務課主事補 須藤佳椰
- ▽建設課主事補 大津留理
- ▽挟間振興局地域振興課主事補 川野茉耶
- ▽挟間振興局地域整備課主事補 安部叶夢
- ▽湯布院振興局地域振興課主事補 柳井晴香

- 建設課課長補佐 三浦信幸(農業委員会事務局局長補佐)
- ▽水道課課長補佐 衛藤武(建設課課長補佐)
- ▽高齢者支援課課長補佐 渡辺隆司(健康増進課課長補佐)
- ▽湯布院振興局地域振興課課長補佐 佐藤有一(財政課課長補佐)
- ▽学校教育課課長補佐(谷幼稚園)
- ▽山田明美(同課課長補佐)
- ▽由布川幼稚園)
- ▽財政課課長補佐 佐藤雄三(健康増進課主幹)
- ▽税務課課長補佐 藤川祐子(保険課主幹)
- ▽挟間振興局地域振興課課長補佐 河野妙子(社会教育課主幹)
- ▽会計課課長補佐 竹下美佳(湯布院振興局地域振興課主幹)

【主幹級】

- ▽都市景観推進課主幹 矢野克則(建設課主幹)
- ▽都市景観推進課主幹 伊藤学(挟間振興局地域整備課主幹)
- ▽挟間振興局地域振興課主幹 富川由佳(福祉課主幹)
- ▽庄内振興局地域振興課主幹 宮本貴士(農政課主幹)
- ▽畜産センター)
- ▽保険課主幹 柴田玲子(同課副主幹)
- ▽水道課主幹 工藤拓史(同課副主幹)
- ▽福祉課主幹 生野敏博(同課副主幹)
- ▽子育て支援課主幹 利光貴之(同課副主幹)
- ▽高齢者支援課主幹 木本誠

消防職員

【課長級】

- ▽消防本部消防長 近藤健(湯布院振興局地域整備課長)
- ▽消防次長兼総務課長 後藤和敏(同課課長)
- ▽警防課兼予防課長 工藤英之(庄内出張所長)
- ▽消防署長兼庄内出張所長 佐藤尚也(警防課兼予防課長)

【課長補佐級】

- ▽警防課総括課長補佐 坂本猛芳(防災安全課課長補佐)
- ▽庄内出張所所長補佐 大杉嘉則(総務課主幹)

【主幹級】

- ▽総務課主幹 河野桂一(警防課主幹)
- ▽警防課副主幹 佐藤啓(湯布院出張所副主幹)
- ▽湯布院出張所副主幹 大野哲典(消防署副主幹)

【退職者】

- ▽消防本部消防長 古長清治
- ▽消防署長 都甲洋康
- ▽予防課副主幹 財津亨司
- ▽総務課主事補 後藤祐斗

軽自動車税（種別割）減免のお知らせ

軽自動車等を所有する人で、身体または精神に障がいがあり、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。

●対象となる軽自動車（バイクを含む）

- ・心身障がい者が所有し、本人自らが運転（または生計を共にする家族が運転）する車両
- ・単身で生活する心身障がい者が所有し、当該障がい者と常時介護するものが継続して日常的に運転する車両
- ・18歳未満（毎年4月1日現在）の心身障がい者と生計を共にする家族が所有し、その心身障がい者のために使用する車両

●手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②証明ができるもの（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳 等）
- ③運転免許証
- ④令和2年度軽自動車税納税通知書
- ⑤マイナンバーカードもしくは通知カード（個人番号記載の住民票も可）
- ⑥減免申請書

（市役所の窓口にあります。昨年度減免適用者および申し出をされた方は市役所の方から申請書を発送します）

なお、平成28年の減免申請から個人番号の記載が必要になりました。

●申請期間 5月11日(月)～6月1日(月)

※納税通知書がお手元に届いてからの申請となります。

●申請先

- ・税務課
- ・挾間振興局地域振興課、湯布院振興局地域振興課

※該当する方は納期限（6月1日(月)）までに申請をしてください。受付期間を過ぎると減免が受けられませんのでご注意ください。

●注意事項

- ①減免を受けられるのは、自動車税・軽自動車税を通じて、1人につき1台です。
- ②昨年度減免をされた方も、毎年申請が必要です。
- ③障がいをお持ちの方本人が所有の車両のみ適用となります（18歳未満の方を除く）。

●該当する各障がいの等級

障がい等の区分	身体障害者手帳の等級
視覚障害	1～3級および4級の1
聴覚障害	2級および3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出の場合に限る）
上肢不自由	1級および2級
下肢不自由	1～6級（生計同一者・常時介護運転の場合は1～3級）
体幹不自由	1～3級および5級（生計同一者・常時介護運転の場合は1～3級）
上肢機能障害	1級および2級
移動機能障害	1～6級（生計同一者・常時介護運転の場合は1～3級）
心臓機能障害	1級および3級
じん臓機能障害	1級および3級
呼吸器機能障害	1級および3級
ぼうこう・直腸機能障害	1級および3級
小腸機能障害	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
肝臓機能障害	1～3級

療育手帳は総合判定A、精神障害者保健福祉手帳は障害等級1級が対象です。戦傷病者手帳についても障がいにより該当する場合があります。

●軽自動車税（種別割）を口座振替されている皆さまへ

軽自動車税（種別割）を口座振替されている方は、納期限の6月1日(月)に指定の口座から引き落とされます。

振替が確認できた方には6月中旬に納税証明書（継続検査用）を郵送します。なお、納期限の前日（通常は5月30日）までの車検には、前年度の納税証明書を使用できます。

※口座振替の方で納税証明書が届く前に車検を受けられる場合は、お手数ですが軽自動車税が引き落とされた通帳（記帳済みのもの）を税務課、挾間・湯布院振興局地域振興課の証明窓口にお持ちください。無料で納税証明書を交付します。

●問い合わせ

税務課課税係（軽自動車税担当） ☎097-582-1269



就任挨拶
副市長 小石 英毅



退任挨拶
前副市長 太田 尚人

副市長就任にあたりまして、市民の皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。
去る3月30日の市議会臨時会におきまして、議会の同意を賜り、令和2年4月1日より副市長に就任いたしました。
私事、昭和55年より大分県に奉職し、入庁間もない頃から、旧大分郡当時の挾間町、庄内町、湯布院町それぞれの個性豊かな地域の発展に、微力ながらかわりかかわりながら、私の大切な財産となっています。
今回、「地域自治を大切にしたい」という思いを込めて、大分県に就任し、大分県政の補佐を務めさせていただきますこととなり、大変光栄であり、あらためて身の引き締まる思いをいたしております。
今後は、職員と一体となり、山積する行政課題に勇気と気概をもって、誠心誠意取り組み、「住み良き日本一のまち」の実現に向けて精一杯努力します。
相馬市長のもと、市民ファーストで執務を行いますので、市民の皆様からのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。
△プロフィール
昭和55年3月 早稲田大学商学部卒業
昭和55年4月 大分県入庁
平成20年4月 総務部行政企画課総務企画監
平成22年4月 商工労働部情報政策課情報政策監
平成24年4月 企画振興部観光・地域振興局・観光・地域振興監
平成25年4月 大分県教育庁教育財務課長
平成26年4月 農林水産部農林水産企画課長
平成28年4月 大分県南部振興局長
平成30年3月 会計管理者兼会計管理局長
平成30年4月 大分県退職
（公財）大分県建設技術センター専務理事兼事務局長

由布市議会の皆様のご承認をいただきまして、平成30年4月、副市長に就任して以来、市民の皆様への温かい声を背中にお受けながら、2年間、由布市政に携わらせていただきました。
この間、由布市の行政課題に積極的に取り組んでまいりましたが、多岐にわたる仕事を進めることができ、市民や議員の皆様との協力があつたおかげであり、心から御礼申し上げます。
振り返ってみますと、就任時、平成28年の熊本大地震後、道路橋梁復旧や新庄内公民館建設、湯布院複合施設の着工等、震災復旧復興に向けた事業が山積しており、この2年間でほぼ復旧復興事業の目途がついたかと思えます。
由布市はこの先、合併から15年を超えて新たな時代へ向かっていきます。新たなまちづくりを市民の皆様と一緒に考えながら、由布市の発展に繋げていくことが必要だと思います。
今後とも市民の皆様のご協力をいただくことで、自然と共生する活気あふれる住みよい由布市が必ず作り出せることを確信しております。
最後になりましたが、多くの方々との貴重な時間を共有できましたことに改めて感謝申し上げます。市民の皆様のご健勝、ご多幸と由布市の発展を心からお祈り申し上げます。退任のご挨拶といたします。

行政相談委員会のご紹介「困ったら一人で悩まず行政相談」

毎日の暮らしの中で、年金や道路、国の仕事などについて、分からないことや困っていることはありませんか。

行政相談委員は、このようなことの身近な相談窓口です。由布市でも、総務大臣から委嘱されている3人の行政相談委員が、毎月相談会を行っています。相談会の日程は、市報に掲載しています。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

- 問い合わせ 総務課総務係 ☎097-582-1112
総務省大分行政監視行政相談センター ☎0570-090-110



挾間地域
緒方 勝子
（おがた かつこ）



湯布院地域
吉野 宗男
（よしの むねお）



庄内地域
一木 アサ子
（いちき あさこ）

奨学生募集のお知らせ

現在、由布市では「貸与型奨学金」および「返還免除型奨学金」（要件付きで返還を半額免除）の貸与を行っています。これらの奨学金は、経済的理由により高等学校、大学等への進学が困難な者で、修学に必要な資金を貸与（返還免除型奨学金については、要件付きで返還を半額免除）することにより、進学の手助けを、教育の機会均等に寄与するとともに、由布市の次代を担う人材を育成しようとするものです。

	貸与型奨学金	返還免除型奨学金
対象者	①保護者または世帯主が1年以上由布市に在住している人 ②高校、大学またはこれに準ずる学校に在学している人（※入学一時金については、高校生は対象外です） ③経済的事由により学資の支弁が困難な者 ④申請者および申請者と生計を一にする世帯員において、市税等の滞納のないこと	①保護者または申請者が1年以上由布市に在住している人 ②高校、大学またはこれに準ずる学校に在学している人（※入学一時金については高校生は対象外です） ③申請者および申請者と生計を一にする世帯員において、市税等の滞納のないこと ④申請者および申請者と生計を一にする世帯員において、市民税の所得割が非課税であること ⑤学校卒業後、市内に居住する意思があること ⑥向学心に富み、学業その他の優れた資質を有すると認められる者
貸与金額	<修学奨学金> ○高校生（高専生）・・・12,000円/月額 ○大学生（短大生、専門学校生）・・・20,000円/月額 ※6月と10月にそれぞれ6ヵ月分を振り込みます。 <入学一時金>○200,000円以内（高校生は対象外です）	
返済方法	貸与終了後（6ヵ月の措置期間あり）10年以内で返済	貸与終了後（6ヵ月の措置期間あり）10年以内で返済 （ただし、返済期間中、毎年度由布市に居住している場合は、その年度の返済額を半額免除）
備考	返済期間開始後、由布市在住が確認できない場合は、貸与型奨学金と同じ扱いとなり、全額の返還が必要となります。	

- 募集期間 4月9日(木)～5月7日(木)（募集期間終了後に選考を行い、奨学生を決定します）
- 申請書配布場所 教育総務課（本庁舎）、地域振興課窓口（挾間庁舎、湯布院庁舎）
- その他
 - ・本奨学金は貸与制のため、卒業後に返済となります（返還免除型奨学金の場合は、条件を満たした場合、半額免除あり）。
 - ・入学一時金について、入学の事実がない場合や確認できない場合は、貸与を受けた全額を翌年度5月末日までに返還していただきます。
- 募集回数
 - 修学奨学金については、年1回（4月募集）、入学一時金については、年3回（4月、10月、1月募集）の募集となります。
 - ・4月募集（6月振込）……………4月以降に入学をした人のみ ※今回
 - ・10月募集（12月振込）…10月以降に入学（予定）の人
 - ・1月募集（3月振込）……………1月以降に入学（予定）の人
- 問い合わせ 教育総務課 ☎097-582-1177（内線1314）

高校生等医療費助成制度のお知らせ

由布市では「子育て応援日本一」をめざして、独自に高校生等の医療費（入院・通院・調剤）を助成しています。ご利用にあたっては、受給資格者証の発行が必要です。

令和2年度は平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれのお子さんの方が助成対象者です。
 ※高校生等とは…満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方

- 【保護者の要件】
 - ・市内に住所を有する方
 - ・高校生等を監護し、かつ、扶養している方
 ※ただし、上記の要件を満たす保護者が単身赴任等の理由により市外に転出した場合は、その配偶者が市内に住所を有する場合に限り、助成対象者となります。
- 【高校生等の要件】
 - ・市内に住所を有する方
 - ・保護者の保険扶養になっている方
 - ・就職をしていない方（保護者の扶養から外れている場合は対象外です）
 - ・婚姻をしていない方
 ※ただし、上記の要件を満たす高校生等が就学等の理由により市外に転出した場合も、助成対象者となります。
 ※生活保護、ひとり親家庭医療費、重度心身障がい者医療助成など、他の医療費助成が受けられる場合は、その制度が優先となります。



- 必要書類等
 - ①高校生等医療費受給資格登録申請書
 - ②高校生等の健康保険証
 - ③通帳等（口座情報が確認できるもの）
 - ④印鑑
 ※高校生等が就学等の理由により市外に転出した方は、上記に加えて、⑤高校生等が属する世帯全員分の住民票の写し、⑥学生証の写しなど（就学等の理由が確認できるもの）が必要です。

令和元年度（平成31年度）に中学3年生であった方については申請が必要です。申請時に子ども医療費受給資格者証の返納をお願いします。

※この制度は特定防衛施設周辺整備調整交付金が充てられています。

●問い合わせ 子育て支援課 ☎097-582-1262

おおいた子育てほっとクーポンのお知らせ

地域の子育てサービスを知って、気軽に利用していただくことを目的として、お子さんが生まれたご家庭を対象に「おおいた子育てほっとクーポン」を配布しています。

●由布市独自サービスを拡充しました

サービス内容	読み聞かせ絵本の購入	産後ケア事業（新規）
サービス提供機関	県内の書店	県内の助産所（院）・医療機関
サービス概要	・読み聞かせ絵本の購入 ・児童絵本（日本図書コードの分類コード（Cコード）が「C87」で始まる本）の購入(拡充)	・母親の産後の不安や負担の軽減、育児不安の解消のための産後ケアの利用
利用対象者	お子さんの保護者	お子さんの保護者
備考	償還払いとしています。	償還払いとしています。

●電子マネー等での支払いも対象です

償還払いとなるサービスは、利用料金を現金（紙幣・硬貨）での支払いと限定していましたが、電子マネー等での支払いも可能となりました。

償還払い…利用者が費用の全額をサービス提供機関に一旦支払い、その後申請を行い、市からその費用の償還（払い戻し）を受けること。

●問い合わせ 子育て支援課 ☎097-582-1262

市営住宅の入居者募集

公営住宅

<p>上小原住宅 2戸</p>  <p>庄内町庄内原 鉄筋コンクリート造2階建て (4K) S57年築・S60年築</p>	<p>みどり住宅 4戸</p>  <p>庄内町畑田 鉄筋コンクリート造3階建て (3DK) H4・H6年築</p>	<p>ドリームタウン五ヶ瀬 4戸</p>  <p>庄内町五ヶ瀬 鉄筋コンクリート造2階建て (2LDK・3DK) H14～H17年築</p>
--	--	--

<p>岳本上団地 1戸</p>  <p>湯布院町川上 鉄筋コンクリート造3階建て (3K) S54年築</p>	<p>特公賃(特定公共賃貸住宅)</p>	
<p>鶴田団地 1戸</p>  <p>挾間町挾間 木造2戸建て(4LDK) H5年築 家賃 51,000円/月 浄化槽 1,050円/月</p>	<p>アウル石城 1戸</p>  <p>挾間町来鉢 木造2戸建て (3LDK) H12年築 家賃 46,000円/月</p>	

※公営住宅の家賃は所得に応じた金額となります。

	公営住宅	特公賃(鶴田・アウル石城)
入居者資格	①収入が基準額を超えないこと ②現に住宅に困っている事が明らかなこと ③市県民税等の滞納がないこと ④その他の条件についてはお問い合わせください	①同居親族を有すること ②一定以上の所得を有すること ③市県民税の滞納がないこと
募集について	入居募集期間は4月13日(月)～4月21日(火) 午前8時30分～午後5時(土日を除く) 希望者複数場合は抽選とします。 ※抽選日4月24日(金) 詳細についてはお問い合わせください。	
注意事項	入居契約時に敷金(家賃の3ヵ月分)の納付および連帯保証人が必要です。	

その他、現在募集中の市営住宅もあります。ホームページをご覧ください。

●問い合わせ
 大分県住宅供給公社 由布市営住宅管理センター(本庁舎新館2階建設課内)
 ☎097-529-7891
 □<https://www.oita-jkk.jp/yufu/>

緊急地震速報を受信した際の行動訓練について

日時 4月16日(木) 午後4時5分～ 由布市防災ラジオ起動試験

- ①由布市防災ラジオを通じて緊急地震速報(訓練用)をお知らせします。
 ※一般放送の自動起動でお知らせしますので、ラジオのボリュームは聞き取りやすい音量に調節しておいてください。
- ②緊急地震速報(訓練用)の報知音を聞いたら、地震から身を守るための安全行動を約1分間、各家庭で実践してください。
- ③実践後は、各家庭で家族がそれぞれ違う場所で被災した場合の連絡方法や、転倒の可能性がある家具の点検、非常時の持ち出し品の確認等について話し合いましょう。
 一人ひとりの防災に対する意識を高め、いつ起こるか分からない災害に備えましょう。
 市民の皆さんのご理解と各家庭での訓練実施にご協力をお願いします。

安全行動とは

1. 姿勢を低くする
2. 頭を守る
3. 揺れが収まるまで動かない



●問い合わせ 防災安全課 ☎097-582-1140

地域防災計画の変更および水防計画の策定について

国の運用(指針)およびガイドライン・県地域防災計画との整合、ならびに行政組織の改正に伴う組織体制の整備を図るため、令和2年4月に由布市地域防災計画を変更しました。

また、水防法の規定に基づき、由布市内における河川の洪水等による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として、令和2年4月に由布市水防計画の策定をしました。

由布市地域防災計画および由布市水防計画については、由布市公式ホームページに掲載していますのでご覧ください。

●問い合わせ 防災安全課 ☎097-582-1140

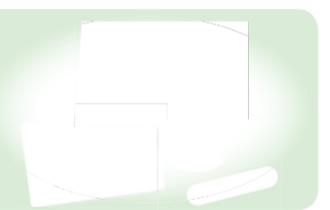


65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続きについて

申請受付はお住いの市町村で行います。担当窓口に必要なものをご持参のうえ、手続きをしてください。



- ・印鑑
- ・障がいの程度が確認できる書類(障害者手帳など)
- ・本人確認証明(運転免許証など本人と確認できるもの)およびマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(通知カード等)



※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届け出により届出日以降の資格の撤回をすることができます。

この場合、撤回後は国民健康保険、社会保険等に加入することになります。

●問い合わせ
 保険課 ☎097-582-1121
 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

漏水減免について

凍結、老朽化等による破管での漏水があった場合は、申請により水道使用料の軽減ができます。ただし、次のような場合は減免の適用外となります。

- ・故意による破管の漏水
- ・工事等での破管の漏水
- ・使用者の明らかな不注意での漏水
- ・蛇口の閉め忘れによる使用水量の増加
- ・クロスコネクションによる使用水量の増加
- ・修理完了から1年間申請書の提出がない場合
- ・その他管理者が認めない場合

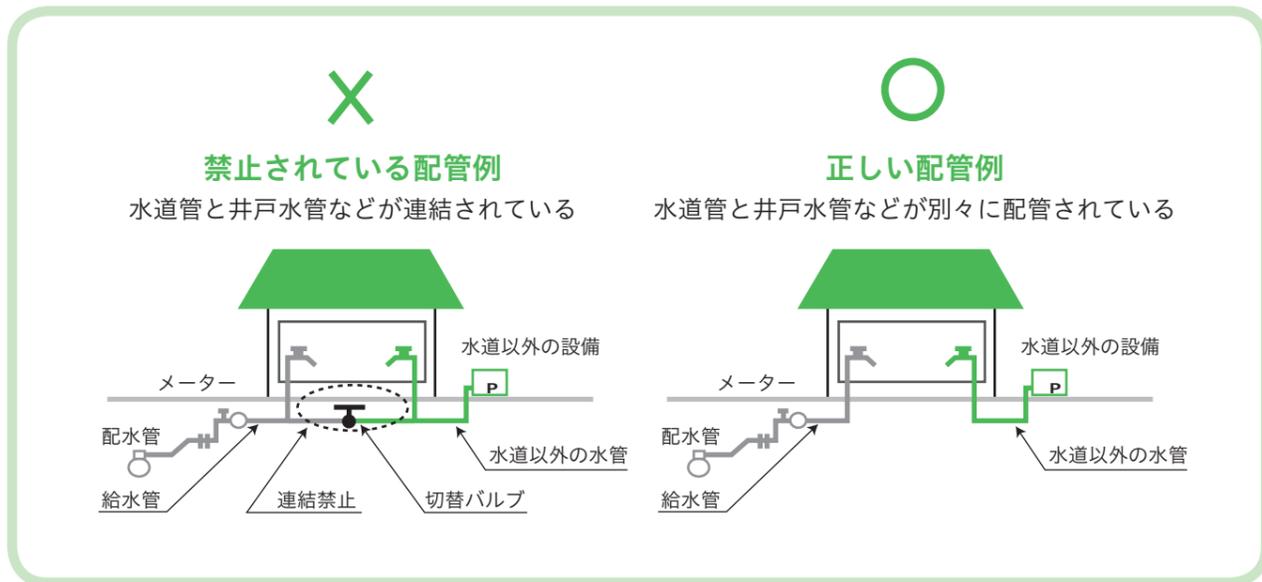
※漏水減免は、全ての使用料金が減免されるわけではありません。
※軽減できる使用料は漏水発生後から最大2ヵ月分までです。

●申請時必要書類

- ・「修理完了証明書」または「修繕費の領収証」
- ・「漏水箇所の修理前後の写真」

クロスコネクション（誤接続）の禁止について！！

クロスコネクションとは、『水道の給水管』と『井戸などの水道以外の管（温泉、専用水道、工業用水道などの管を含みます）』が接続されている状態のことをいいます。バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切り替えて使用している場合もクロスコネクションとなります。



なぜ禁止されているの？

◎水道水を安全に保つためです。

水道の給水管と井戸などの水道以外の管が接続されていると、バルブの故障や閉め忘れ等により井戸水などが水道本管に逆流することがあります。水道水の汚染を防止し、安全性を確保するという観点から、クロスコネクションは水道法により固く禁止されています。

また、大量の水道水が井戸などに流れ込み、高額な水道料金が発生することがあります。この場合の水道料金の免除または、減額措置は一切ありませんので、請求金額の全額をお支払いいただくことになります。

クロスコネクションになっている場合は？

由布市指定給水装置工事業者に依頼し、速やかに水道の給水管から井戸などの管を切り離してください（費用は使用者負担です）。安心・安全な水道水を確保するために一人ひとりがルールを守って使用しましょう。

●問い合わせ 水道課 ☎097-582-1328

4月1日から、水道の使用開始、使用中止の申請が電子申請で行えるようになったよ！



合併処理浄化槽補助金交付申請の受け付け

合併処理浄化槽を設置する家庭を対象に、補助金交付申請を受け付けます。

●受付期間

4月9日(木)～11月30日(月)

※受付期間内であっても予定基数に達し次第、補助金申請の受け付けを終了します。

●補助限度額

人槽	新築	汲み取り・単独からの設置替え
5	221,000円	532,000円
7	276,000円	614,000円
10～50	365,000円	748,000円

※今年度から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合は、下記費用を追加補助します。

(新) 単独処理浄化槽の撤去工事費	90,000円
(新) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管工事費	300,000円

●補助対象者

- ・個人住宅において、新築物件に合併処理浄化槽を設置、または汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えをする人
- ・由布市内に住民票がある人、または完成後に住民票を速やかに由布市内に移すことができる人
- ・令和3年2月末までに、設置工事が完了できる人
- ・店舗等併用住宅の場合は、居住部分の延べ床面積が全体面積の2分の1以上であること

※次に該当する場合は補助の対象となりません

- ・補助期間内（令和3年2月末まで）に工事が完了できない場合
 - ・販売や賃貸の目的で住宅を建設する場合（別荘を含む）
 - ・申請前に工事に着手した場合（補助金交付決定通知が到着後、工事に着手してください）
- この他にも交付条件がありますので、事前にお問い合わせください。

※浄化槽の使用にあたっては、清掃と保守点検および7条・11条検査（法定検査）等、3つの維持管理業務が必要となります。

●問い合わせ 環境課 ☎097-582-1310

令和2年度 固定資産税の縦覧・閲覧

●縦覧期間

4月30日(木)まで（土日・祝日を除く）

●縦覧時間

午前8時30分～午後5時

●縦覧場所

税務課
挾間振興局地域振興課市民窓口
湯布院振興局地域振興課市民窓口

■縦覧制度

由布市内の他の土地や家屋との比較を通じて、ご自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できるようにするため、土地および家屋の価格等縦覧帳簿を納税者の皆さんが縦覧できます。縦覧できる人…土地または家屋を所有する納税者

■閲覧制度

自分の資産について固定資産税課税台帳（名寄帳）を見ることができます。

借地人・借家人等に対しても使用または収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするため、固定資産税課税台帳の閲覧ができます。閲覧できる人…土地・家屋・償却資産の納税義務者、賦課期日以降の新所有者等

●問い合わせ

税務課課税係
☎097-582-1138

令和2年度

高齢者よい歯のコンクールの開催について

健康で活力ある人生を送るため、80歳で20本自分の歯を保つことは、健康の保持増進に重要です。由布市では、8020運動を推進するために高齢者のよい歯のコンクールを開催します。

令和2年3月31日時点で80歳以上（昭和15年3月31日以前に生まれた方）で、自分の歯を20本以上お持ちの方はご応募ください。自薦他薦は問いません。

●応募期限 5月22日(金)

●審査・表彰式 日時 6月6日(土)

場所 健康増進課（本庁舎）

※詳細については、応募者に別途お知らせします。

●応募先・問い合わせ

健康増進課 ☎097-582-1120



市民健康ウォーキング

「天領の里 長野への道」ウォーク約6kmコース

●開催日時 5月10日(日) 午前9時

●集合場所 J A 庄内農機センター駐車場

●参加料 会員：200円、
一般：300円（保険代、地図代）

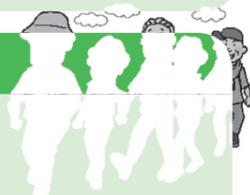
●その他 ・事前申し込み不要
・マイレージポイント付与（1,000ポイント）

●問い合わせ

「ゆふウォーキングクラブ」事務局 浦松

☎090-3798-1214

※次回は、6月14日(日)湯布院リバーサイドウォーキングを予定しています。



糖尿病重症化 予防コラム

⑪糖尿病と由布市の有病率

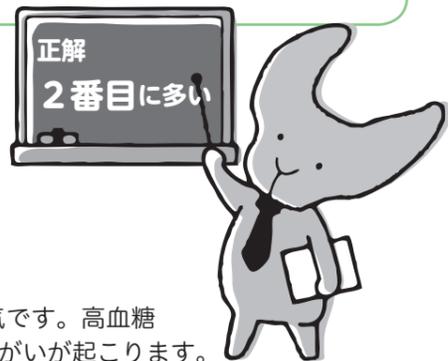
問題

○に入る数字は何でしょう？

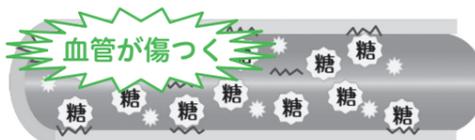
「由布市で糖尿病と診断された人は、大分県内で○番目に多い」

正解

2番目に多い



由布市では40歳以上のおよそ4人に1人が『糖尿病』と診断されています。（KDB 令和元年5月診療分調べ）



◆高血糖状態を放置すると血管が痛む

糖尿病は、血液中の糖が増えすぎて血糖値が高いままになってしまう病気です。高血糖状態が続くと血管壁が傷つき、動脈硬化などが進行し、全身にさまざまな障がいがあります。

薬を飲まないで済む程度のものから、透析が必要な合併症を発症するものなど病状はさまざまです。

糖尿病の怖いところは、重症になるまで自覚症状がないことです。食事・運動などの生活習慣を改善することで、発症や重症化を防ぐことができます。血糖値が上がり始めたら決して放置しないでください。

血糖値は血液検査を受けることでわかります。元気なうちから毎年健診を受けて糖尿病のリスクをチェックしましょう。

●問い合わせ 保険課 ☎097-582-1121

受賞

働きやすい社会の実現へ

3月2日、庄内厚生館がおおいた女性活躍推進事業者表彰を受賞し、17日には、本庁舎で相馬市長に受賞報告をしました。庄内厚生館では、平成30年度に経営企画室を新設し、休暇取得の調査を社内報でお知らせするなど働きやすい職場づくりに力を入れてきました。令和元年11月からは、育児目的休暇や育休者への給与支給、育休取得者の同僚職員に手当を支給する子育て休業サポート手当を制度化。これらの実効性のある取り組みが評価されました。相馬市長は「由布市全体で



子育てしやすいまちづくりをめざしています。これからも働きやすい社会にしていきたいと思います。」と話しました。

受賞

地域の課題解決に尽力

3月2日、NPOはさま未来クラブ理事長の山月美江子さんが大分県女性のチャレンジ賞を受賞しました。理事長を務める同クラブでは、挾間町で活躍する人や地元の文化などを発信する広報誌の発行や「こどもルームはさま」、放課後子ども教室「学楽多塾」の運営などを通して、情報収集・発信、文化振興、市との協働による子育て支援の三本柱に力を入れてきました。また、挾間生活学校「るぼ」では、レジ袋の削減や食品ロス対策など環境保全活動の実践と啓発にも積極的に取り組んでいます。今回、これらの長年にわたる幅広い活動が評価されました。この度の受賞おめでとうございます。



大会

春の由布市を走る

3月19日、「第6回湯布院ラリー3デイズ2020」の開催を前に、実行委員会（代表山田徹）の方などが相馬市長を表敬訪問しました。同大会は、庄内ゆうゆう館を拠点にし、3日間で大分県内や宮崎県、熊本県を回り、その道中に設けられたコースではタイムを競いあうというものです。今年は世界的なラリードライバーで、「鉄人」の異名を持つ菅原義正さんをゲストに迎え、天候にも恵まれて素晴らしい大会となりました。



産業

市内で初の認定企業

3月9日、有限会社スギショー代表取締役の杉田康さんが本庁舎を訪れ、ユースエール認定を報告しました。ユースエール認定とは、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度で、新卒者などの離職率や時間外労働時間、有給取得率などの多くの基準が設けられています。同社は、湯布院町下湯平で主に建設・運送・解体を営む企業で、この認定は



県内で13番目、市内では初めて。杉田さんは「若者が都市部へ流出する課題解決の受け皿として成長していきたい」と話しました。

消費生活のことで

相談したいとき

学びたいとき

由布市消費生活センターにご相談ください！

消費生活センターは、どんなことをしているところ？

- ☞悪質商法による困りごとなど、消費生活に関する相談に応じています。商品やサービスに関する困りごとや、事業者との契約に関する悩みの相談、消費生活に関する問い合わせなどです。
- ☞相談内容により、問題解決のための助言や各種情報提供を行っています。
- ☞広報や講演会の開催などによる消費者教育・啓発活動に取り組んでいます。

消費生活センターに相談できるのはどんな場合？

事例1 携帯電話に身に覚えのないサイト利用料金を請求するメールが届いた。

- 事例2 悪質な訪問販売で、商品を購入させられた。
- 事例3 こどもがおもちゃでケガをした。

相談するときは

- ・相談内容を整理しておくこと、相談がスムーズに進みます。
- ・契約書、領収書、チラシなどの関係書類を手元に用意してください。
- ・契約時の状況などを詳しくお聞きしますので、ご本人からの相談をお待ちしております。

●問い合わせ

由布市消費生活センター（商工観光課内）
☎097-582-1298

由布市子育てサポートセンターを設置しました

4月1日から、本庁舎新館1階に由布市子育てサポートセンターを設置しています。

子育てサポートセンターでは、健康増進課と子育て支援課が今まで以上に連携し、妊婦さんから子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供していきます。そのため、これまでの職員に加え新たに専門職（助産師）を1人増員し対応します。

妊娠・出産・子育てに関する相談などはお気軽にご相談ください。

●問い合わせ

由布市子育てサポートセンター

健康増進課 ☎097-582-1120

子育て支援課 ☎097-582-1262



望まない受動喫煙をなくすため原則屋内は禁煙に！

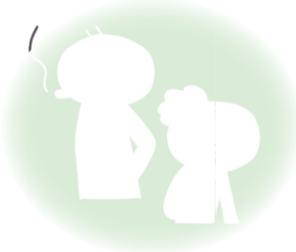
望まない受動喫煙による健康被害をなくすため、4月1日からオフィスや事業所、飲食店など、多くの施設において屋内が原則禁煙となりました。受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていなくても他の人が吸っているたばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。そのため、喫煙をする人には受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務が加わりました。

また、屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要になり、20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合でも、喫煙エリアへの立ち入りはできません。

喫煙設備のあるところには、その施設管理者（正確には「管理権限者」といいます）に標識の掲示が義務づけられ、受動喫煙のおそれがあることが分かるようにしなければなりません。また、規模の小さい飲食店で引き続き喫煙を可能とする場合は、別途、最寄りの保健所へ届け出が必要です。

詳しくは厚生労働省の「受動喫煙対策サイト」や大分県ホームページをご覧ください。

●問い合わせ 大分県健康づくり支援課 ☎097-506-2757



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響（※）により、地方税を一時的に納付することができない場合、猶予制度がありますので、税務課収納係にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条、申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※影響とは…新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して事業を廃止、または休止した場合や、事業に著しい損失を受けた場合等

●問い合わせ

税務課 ☎097-582-1111

（内線1113・1114・1115・1116）



新型コロナウイルスについての情報について

感染予防のためには、まず手洗いが大切です。帰宅時や食事の前には手洗いや手指消毒を行いましょう。混雑した場所や換気の悪い屋内で一定時間過ごす場合は、十分注意してください。日ごろから十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておくことも大切です。

また、由布市公式ホームページに新型コロナウイルスに関するお知らせのページを作成しました。各課からのお知らせや、各種イベントの中止などを随時掲載しています。

次の二次元コードからアクセスできますので、ぜひご覧ください。



新型コロナウイルスに関するお知らせページ

由布市全体で取り組もう！ ～正しい手の洗い方～



流水でよく手のひらをぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

大分県社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸し付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

本制度について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸し付けの対象世帯を低所得者世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

具体的な内容の問い合わせや貸し付けのご相談は、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

●問い合わせ

由布市社会福祉協議会 ☎097-582-2756



図書貸出（臨時休館中）について

由布市立図書館は臨時休館中ですが、図書館の本の貸し出しを行います。図書館内には入館できませんが、各公民館の事務室に声をかけてください。

- 対象
由布市立図書館の貸出カードを持っている方
- 申込方法
 - ①図書貸出申込書に必要事項を記入。この申込書は、由布市公式ホームページの最新情報3月13日「図書貸出（臨時休館中）について」からダウンロードできます（<http://www.city.yufu.oita.jp/newly/toshokasidasi/>）。または、各公民館の窓口にあります。
 - ②由布市立図書館のホームページから本を検索して借りたい本を探してください。
 - ③本を受け取りたい図書館あてにFAXまたはメールで申込書を送付してください（電話申込可）。
- 貸出冊数 1人10冊まで ※予約はできません。
- 受付・貸出の時間帯 午前10時～午後4時（月曜日～金曜日〈土日・祝日除く〉）
※詳細は、由布市公式ホームページをご覧ください。



湯布院図書館

子どもの本専門店を営む著者おすすめの絵本をさまざまなテーマごとに紹介しています。谷川俊太郎、江國香織ら有名作家達のおすすめ絵本、絵本に関するコラム等も掲載された楽しい一冊です。



『えほん・絵本・134冊』
増田 喜昭 著 読み聞かせ 019.5/マ

庄内図書館

長年連れ添った夫婦、ガンコな親、昔からの友人など、50代の間代関係は気になることがたくさんあります。相手の気持ちを考えつつ、自分の心を軽くする一冊です。



『50代からの人間関係』
水島 広子 著 一般 367.7/ミ

挾間図書館

文人・石牟礼道子の最晩年のしかも病中の作品である21句と、自筆の絵画を載せたこの本はいわば絶筆であり遺書。水俣市で生まれ育った石牟礼道子の怒りと悲しみの極点を伝える一冊です。



『色のない虹』
-石牟礼道子<句・画>集-
石牟礼 道子 著 一般 911.3/イ

PICK UP!
今月のおすすめ

新着図書一覧 ～新着図書の一部を紹介しす～

分類	書名	著者	分類	書名	著者
一般 291.6 オ	くらべる京都	岡部 敬史	郷土 H 140 ヒ	私がハーバードで学んだ世界最高の「考える力」	
一般 375.1 ワ	アクティブ・ラーニングとは何か	渡部 淳	健康 S493.7 カ	夜しか開かない精神科診療所	片上 徹也
一般 723.3 ゴ	フィンセント・ファン・ゴッホの思い出		健康 S497.2 テ	毒出し歯みがき -歯科医が考案-	照山 裕子
一般 913.6 イ	雲を紡ぐ	伊吹 有喜	暮らし 596 リ	リュウジ式悪魔のレシピ	リュウジ
一般 913.6 ヤ	太平洋食堂	柳 広司	暮らし 629.7 ア	園芸はじめました	あらい のりこ
文庫本 B913.6 ヒ	超・殺人事件	東野 圭吾	絵本 E キ	きつとあえる -わたりどりのともだち-	
趣味娯楽 P780.7 モ	ヘタ筋トレ -失敗しようがない!-		絵本 E タ	たべるたべるたべること	小淵 もも
湾曲 146.8 カ	それはあなたが望んだことですか		児童 295 オ	春をさがして -カヌーの旅-	大竹 英洋
ヤング Y210.0 イ	歴史とは靴である	磯田 道史	児童 933 オ	おひめさまになったワニ	
一般 159.4 ハ	異端のすすめ	橋下 徹	一般 338 ミ	キャッシュレス生活、1年やってみた	
一般 754.9 シ	島津冬樹の段ボール財布の作り方		一般 913.6 ア	花嫁は三度ベルを鳴らす	赤川 次郎
文庫本 B913.6 ヨ	巴里マカロンの謎	米澤 穂信	暮らし 627.1 イ	切り花の日持ち技術 -60品目の切り前と品質保持-	

現在は臨時休館中ですが、開館した場合は次の通りです。

- 由布市立図書館** 〒879-5506 由布市挾間町挾間104番地1 (はさま未来館2階・3階) ☎097-586-3150
火～金 午前10時～午後6時 / 土・日 午前10時～午後5時
 - 庄内図書館** 〒879-5413 由布市庄内町大龍1400番地 (庄内公民館内) ☎097-582-0214
火～金 午前10時～午後6時 / 土・日 午前10時～午後5時
 - 湯布院図書館** 〒879-5102 由布市湯布院町川上3758-1 (湯布院公民館2階) ☎0977-84-2604
火～金 午前10時～午後6時 / 土・日 午前10時～午後5時
- 休館日 <3館共通> 毎週月曜日・毎月最終火曜日・祝日・年末年始
☎http://www.city.yufu.oita.jp/library/ ☒h_tosho@city.yufu.oita.jp

総合型地域スポーツクラブの活動紹介

幅広い年齢の方を対象にスポーツを中心に各種事業を実施している総合型スポーツクラブの令和元年度の活動状況をお知らせします。

■スポーツクラブHASAMA

平成26年に発足し、もうすぐ設立7年目を迎えます。スポーツの力で挾間地域の皆さんが元気になる事を目的に各種教室や大会・イベントを行っています。

今年度も毎年恒例の「ピンポン・卓球大会」や「スポーツ玉入れ大会」は大盛況でした。

今後も誰もが気軽にスポーツを楽しめるよう取り組んでいきたいと思ひます。

- 活動拠点 挾間体育センター
- 現在の会員数 266人
(ジュニア97人、一般93人、シニア76人)



■みことスマイルインクラブ

今年で設立10年目。子どもからシニアまで幅広い世代の方々と楽しいスポーツを通じて生き活きと健康づくりに励み、みんなの交流の場を目指して活動しています。

バドミントンなど10教室と、各種大会を年間10回開催しています。

- 活動拠点 庄内体育センター
- 現在の会員数 175人
(ジュニア40人、一般33人、シニア102人)



■NPO法人ゆふいんチャレンジクラブ

今年度で設立11年目！今年度から新たに「グラウンドゴルフクラブ」がサークル活動としてスタートします。興味のある方、まずは体験から始めてみませんか！？

ゆふいんチャレンジクラブでは、今年も『スポーツで笑顔と元気』をモットーに、子どもからシニアまで楽しく活動が出来る場の提供をしていきます。

- 活動拠点 湯布院B&G海洋センター
- 現在の会員数 253人 (ジュニア75人、一般85人、シニア93人)



県内一周駅伝大会 ～合同練習会～

来年の県内一周駅伝大会に向けて合同練習会を由布市陸上競技協会主催で行っています。

この練習会に参加希望の方は、ぜひお問い合わせください。

※高校生（高専3年生）以下は参加することができません。

- 問い合わせ
由布市体育協会事務局（スポーツ振興課内）
☎097-582-1217



庄内公民館 家庭教育講座

「有りの実る〜む」に参加しませんか?

●対象 由布市内在住で18歳までのお子さんがある方

この講座は、子育て中の保護者の方のリフレッシュと交流を目的としています。ちなみに「有りの実」とは、「梨」の別称です。

5月開催分・6月開催分のそれぞれで受講生の募集をします。両方の申し込みも可能です。

●内容 ヨガ体験
・5月15日(金) レトックススリムヨガ
〜リンパを刺激して流れの良い身体をつくる〜
・6月12日(金) 骨盤矯正ヨガ
〜骨盤を整えて老廃物を排出する〜

●時間 午前10時〜正午 ●場所 庄内公民館

●定員 10人

※定員を超えた場合は抽選とします。

●託児 無料

※6ヵ月から5歳までのお子さんを預かることができます。申し込みの際にお伝えください。

●受講料 無料

●申込締切 5月分開催分 5月8日(金)
6月分開催分 5月29日(金)

状況により、開催日が変更となる場合があります。

●申込先・問い合わせ

庄内公民館 ☎097-582-0214

受講者募集!

庄内公民館主催講座
ピラティス教室(昼)

●場所 庄内公民館
●時間 午前10時〜
午前11時30分

●対象 由布市在住の方

●定員 10人
(定員を超えた場合は抽選とします)

●受講料 2,000円
別途、道具代が必要となる場合があります。

●申込締切 4月30日(木)

●開催日

5月21日、7月16日、8月20日、
9月17日、10月8日、10月22日、
11月19日、12月17日、1月21日、
2月18日(全て木曜日)
状況により、開催日が変更となる場合があります。

●申込先・問い合わせ

庄内公民館 ☎097-582-0214



学生募集!

湯布院公民館主催教室

令和2年度 第58期ゆふ大学

ゆふ大学は、教養の向上・健康の増進、学生相互の交流を目的としており、60歳以上の方であればだれでも何歳になっても学べる総合学習講座です。毎月1回の学習会や県外研修、12月には修了パーティーがあります。また、クラブ活動(①書道②民謡③唱歌・童謡④カラオケ)もあります。皆さまの入学をお待ちしています。



●申込方法 湯布院公民館へ直接申し込み
※会費1,500円(年額)が必要です。

●申込締切 4月30日(木)

※締め切り以降も、随時受付をしています。

※上記①〜④のクラブ活動に参加希望の方は別途参加費(3,000円)が必要です。

●申込先・問い合わせ

湯布院公民館
☎0977-84-2604

受講生募集!

挾間公民館

令和2年度 高齢者学級「寿大学」

●趣旨 余暇時間の過ごし方に対する関心を深め、教養と学びの輪を広げるとともに、豊かな経験と知識を生かしながら、健康で文化的な生活を送るようにする。

●実施時間 年6回 原則として奇数月の第3木曜の午前10時〜正午
(開催日時は変更する場合があります)

●入学資格 挾間町に在住の65歳以上の方

●学級費 1,000円(年額)(修学旅行は、別途参加費が必要です)

●応募方法 挾間公民館(はさま未来館)3階窓口に学級費を添えて直接申し込みいただくか、電話にてお申し込みください。

●応募締切 4月30日(木) 期日を過ぎても随時受付しています(期日が過ぎた場合は挾間公民館に直接問い合わせください)。

併せて運営委員を希望される方を募集しています。運営委員会は年3回程度行い、寿大学の授業内容・企画について話し合いを行います。

●申込先・問い合わせ

挾間公民館 ☎097-583-1118

シリーズ
由布学⑨

「由布の魅力発信できる地域のリーダーとして、地域に貢献する自立した『由布のムネ』」



4月、新芽の緑や色とりどりの花々に囲まれて、由布市内の幼稚園、小学校、中学校、由布高校の子どもたちも新学期をスタートしました。今年は、新型コロナウイルスの関係で長い臨時休校が続き、久しぶりに友だちと一緒に過ごせる時間を、みんな幸せに感じながら過ごしています。

昨年度からスタートした「由布学」の取り組みも、今年で2年目に入ります。学校ごとに、今年も「由布市のひと・こと・もの」を題材に、さまざまな課題解決型の学習が展開されています。このコーナーでも、引き続き子どもたちの取り組みの様子を紹介していきます。

今月号では、「由布学」についていくつか質問を頂いているので、お答えしていきます。

Q 「由布学」は子どもだけが学ぶものなのですか? 「大人版由布学」はないのですか?

A 「由布学」は、小学校(令和2年度)・中学校(令和3年度)・高校(令和4年度)で導入される「新しい学習指導要領」の考えに基づいています。この指導要領では、学力とは「知識・技能」を身に付けることだけでなく、「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう姿・人間性」につながる力を付けることとしています。つまり、「由布学」は、由布市に

ついての知識を身に付けることだけでなく、友だちと相談しながら、由布市の課題を解決したり、自分たちの意見を発表したりできることをめざしています。

先生方はそれらの力を付けるために、各教科での学習や総合的な学習の時間の活動などさまざまな準備をしてくれています。その意味では、私たち大人はすでに日々の生活の中で、常に現実の課題について考え、実践を繰り返していると言えるのではないのでしょうか。

Q 「由布学」の取り組みを応援したいけど、何をすればいいのですか?

A 子どもたちが「これを知りたい」「これを調べてみたい」と思った内容について、情報を提供して下さるゲストティーチャーを探しています。各公民館に地域人材活用指導員や地域学校協働活動推進員がいます。ぜひ、得意な分野のゲストティーチャーとしてご登録ください。また、学校ごとに「由布学」の学習発表会を開催することがあります。ぜひぜひ、奮ってのご参加をお願いします。地域の皆さんの温かい励ましが、子どもたちの次の活力となります。

※「由布学」についてご意見、情報提供等があれば、由布市教育委員会学校教育部(097-582-1179)まで、ご連絡をお願いします。

川西地区公民館主催教室生募集

教室名	実施日	受講料
竹かご教室	第1・3火曜日 午前9時〜午後3時	3,000円 (本年度から変更になります)
生け花教室	第2・4土曜日 午後3時30分〜 午後5時	
前期陶芸入門教室	毎週木曜日(9月まで) 午後1時〜午後5時	
民謡教室	第1・3金曜日 午前9時30分〜 午前11時30分	

※各教室により材料費・保険料・運営費等が別途かかります。

●対象者

由布市在住者もしくは勤務地が由布市内の方(募集人員が多数の場合は、抽選となります)

●申込期限 4月24日(金)(電話可)

(月〜金曜日 午前8時30分〜午後5時)

●申込先・問い合わせ

川西地区公民館 ☎0977-84-5022

受講生募集!

湯布院公民館主催教室

くらしに役立つお天気講座

「自然のやさしさ・怖さ」を知り災害への備えを!

季節の話題、天気予報や防災について分かりやすく、笑いを交えてお話をしてくれます。郊外学習もありますよ。楽しく学習して、くらしと減災に役立てましょう!

多くの方の参加をお待ちしています。

●日時 6月2日(火)〜12月1日(火)

毎月第1火曜日
午前10時〜午前11時30分

※10月のみ2回(全8回)

※11月については、4日(水)

●場所 湯布院公民館

●受講料 2,000円(年額)
(1回目に徴収します)

●対象者 由布市内にお住まいの方

●定員 20人

※応募者多数の場合は抽選とします。ご了承ください。

●講師 気象予報士 花宮 廣務 氏

●申込受付時間 午前9時〜午後5時
(土日・祝日を除く)

●申込期限 5月15日(金)

●申込先・問い合わせ

湯布院公民館 ☎0977-84-2604



国民年金 おしえて！国民年金

令和2年度の年金相談所開設日のお知らせ

毎月第3火曜日に湯布院病院・由布市役所本庁舎で年金相談所が開設されます。大分年金事務所の職員が年金請求等の相談・受付を行います。完全予約制なので、希望される方は前日までの予約をお願いします。

※月によって会場が異なりますのでご注意ください。

会場：JCHO 湯布院病院

開設年月日	曜日	開設時間
4月21日	火	午前10時～午後3時
6月16日		
8月18日		
10月20日		
12月15日		
令和3年2月16日		

会場：本庁舎

開設年月日	曜日	開設時間
5月19日	火	午前10時～午後3時
7月21日		
9月15日		
11月17日		
令和3年1月19日		
令和3年3月16日		

大分年金事務所 ☎097-552-1211

窓口延長 窓口を午後7時まで開庁している庁舎のお知らせ

住民票や税等の一部業務のみ取り扱っています。

本庁舎…本、挾間庁舎…挾、湯布院庁舎…湯

4月	日	月	火	水	木	金	土
				1 本	2 本/挾	3 挾	4
5	6 湯	7 湯	8 本	9 本/挾	10 挾	11	
12	13 湯	14 湯	15 本	16 本/挾	17 挾	18	
19	20 湯	21 湯	22 本	23 本/挾	24 挾	25	
26	27 湯	28 湯	29	30 本/挾			
5月	日	月	火	水	木	金	土
						1 挾	2
3	4	5	6	7 本/挾	8 挾	9	
10	11 湯	12 湯	13 本	14 本/挾	15 挾	16	
17	18 湯	19 湯	20 本	21 本/挾	22 挾	23	
24	25 湯	26 湯	27 本	28 本/挾	29 挾	30	
31							

※午後5時以降の税等の納付、各種申請等の受け付けはお取り扱いできません。

編集後記

新型コロナウイルスの影響で、全国的にイベントやお祭りが中止になっています。由布市も例に漏れず、いろいろな行事が中止、延期に…。「ゆーふー主任のまちかどズームアップ」のコーナーも少し寂しくなっています。身近な小さいニュース等、なにかあれば広報係まで教えてください(泣)。(に)

先日、令和元年度大分県広報コンクール組み写真の部で特選を頂くことができました。市報を作り続けて3年間。そろそろ異動の時期を迎え、最後に努力が報われたと思えました。ところが、今年度も異動はなく、また新たな気持ちで一年頑張ります。(お)

大分エコライフプラザ情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、大分エコライフプラザは当分の間、臨時休館します。開館の再開については、大分市ホームページ等でお知らせします。

大分エコライフプラザ ☎097-588-1410

無料相談 由布市無料相談のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合がありますので、相談日前にお問い合わせください。

【行政相談】担当：行政相談委員

困ったら1人で悩まず行政相談

本庁舎 5月1日(金) 午前9時～午前11時
 はさま未来館 5月18日(月) 午前10時～正午
 湯布院公民館 5月20日(水) 午前10時～正午

【不動産相談】担当：宅地建物取引士

土地の境界等、不動産全般に関すること(電話相談可能)

本庁舎 5月11日(月) 午後1時～午後3時

【司法書士市民相談】担当：司法書士(要予約)

※2日前までの事前予約があった場合のみ開催します。

相談を希望する場合は必ず予約をするようご注意ください。

※予約の受付は庁舎ごとに行っています。本庁舎は総務課、

挾間庁舎・湯布院公民館は各地域振興課へ予約をお願いします。

不動産登記、相続、金銭トラブル等の法律相談

本庁舎 5月20日(水) 午後1時30分～午後4時

挾間庁舎 5月12日(火) 午後1時30分～午後4時

湯布院公民館 開催なし

【行政書士市民相談】担当：行政書士(予約優先)

遺言相談、農地、温泉、成年後見等のお悩みごと

本庁舎 5月8日(金) 午後1時～午後3時

挾間庁舎 5月15日(金) 午後1時～午後3時

湯布院公民館 5月1日(金) 午後1時～午後3時

※予約なしでも、空き時間に受けられますが、予約の方が優先になります。

※予約の受付は会場ごとに行っています。本庁舎は総務課、挾間

庁舎・湯布院公民館は各地域振興課へ予約をお願いします。

【公証人無料相談会】担当：公証人(要予約)

※予約の受付は、大分公証人合同役場(☎097-535-

0888)で行っています。公証人相談を希望の方は合同役

場へお電話ください。

遺言、任意後見、離婚給付、債務弁済等の公正証書の相談

本庁舎 5月11日(月) 午後3時～午後5時

総務課総務係 ☎097-582-1112

挾間振興局地域振興課 ☎097-583-1111

湯布院振興局地域振興課 ☎0977-84-3111

税金 今月の税/料

- 固定資産税・・・1期分
- 入湯税・・・4期分(3月分)

納期限 令和2年4月30日(休)

ひとの動き 3月31日現在()は前月比

総人口 34,216人(-87) 男 16,380人(-64)
 世帯数 15,639戸(±0) 女 17,836人(-23)

農業サポーター

教えて！甲斐指導員

農家の皆さんへお願い



トラクター等で道路を走行する場合は、事前にタイヤやロータリーの土を圃場内に落としてから出るよう心がけましょう。歩道や車道に土や泥の塊が落ちると自動車や自転車、車椅子や歩行者の妨げになることがあります。病害虫やジャンボタニシ、雑草の種などをばら撒くことにもなります。道路に泥を落としてしまった場合は速やかに自身で撤去しましょう。法令などによる制限はありませんが、皆が使う道です。交通安全、景観の面から考え、一人ひとりが意識しましょう。

農作業が本格的に始まり農業機械の使用も多くなる今からの時期、農家の皆さんも安全第一で農作業に励んでください。

春野菜の定植に向けて

4月中旬までには堆肥、石灰、元肥などの投入は済ませましょう。定植は気候にもよりますが挾間、庄内では4月末～5月上旬。湯布院は5月上旬を目安にするといでしょう。思いがけない低温や晩霜害に注意し適期に定植しましょう。定植直後は根腐れを起こしやすいので、やや高うねにし、圃場まわりには排水対策をしましょう。定植する苗は健全で葉色の濃いものを植えます。トマトやナス、ピーマン等は花芽が確認できる状態が良好です。

植え穴にたっぷりかん水をしておきます。マルチ栽培の場合は特にしっかりとやりませす。深植えに注意し、苗土の上面が地面と同じ高さか1cm程度出るように植え、盛り土をして軽く押さえます。最後に再びかん水します。葉に水をかけるのではなく株元に散水しましょう。定植時にアブラムシ対策にオルトラン粒剤などを株元散布すると初期予防になります(※農薬は使用上の注意を守り適正に使用しましょう)。

トマト、ナス、キュウリ、スイカなどは、土壌病害虫への耐性が弱いので、毎年同じ圃場で栽培せず、2～3年間空けて連作しないようにしましょう。

◆問い合わせ 農政課 ☎097-582-1293

木線の山通信

今回は4月から名称が変更になった「由布市歴史民俗資料館」の紹介です。

●昔の生活を知る

農家で使用されていた唐箕、千歯扱きなどを展示しています。

●古代の由布市を知る

市内の遺跡から出土された出土品を展示しています。また、世界で唯一温泉の中で生きる小さな淡水巻貝である「オンセンミズゴマツポ」の標本、庄内町阿蘇野地区で採掘されている珪藻土の展示もあります。

●由布市の偉人を知る

児童文学の父「後藤檜根」を紹介するコーナーや、野津原三渠といわれる大竜井路・世利川井路・提子井路を開拓した「工藤三助」を紹介するコーナーがあります。

●由布市の歴史を知る

明治の終わりごろ、県内各都府で編集された「村是」は現在の「市町村勢要覧」で、当時の人口、面積、産業などの統計が記載されています。明治時代の由布市内の全村の「村是」がそろっており、県立先哲史料館主催の企画展に出品したことも、大変貴重な資料です。



【由布市歴史民俗資料館】
 ・開館日 毎週土曜・日曜日(年末年始を除く)
 ・開館時間 午前9時30分～午後4時30分(入館は4時まで)
 ・入館料 無料
 ・場所 由布市挾間町鬼瀬971番地6

問い合わせ 社会教育課 ☎097-582-1203

●由布市の文化財を知る
 国指定重要文化財である「絹本書色放牛光林像」(複製)を展示しています。背を丸めて上目遣いに見る風貌は独特で、放牛光林の特徴がよく出ていると言われています。ほかにも市内には多くの文化財がありますので、興味を持ちませんか。



なかむら みさき
中村 美桜ちゃん
平成31年4月27日生 扶間町下市



やまもと わか
山本 和瑚ちゃん
平成29年4月6日生 扶間町鬼崎



おおた こほる
太田 心春ちゃん
平成30年4月24日生 湯布院町川上



かとう りゆうい
神路 祇 結ちゃん
平成30年4月13日生 湯布院町中川

Happy Birthday

あなたの日
あな た の
生 ま た
大 切 な 日



掲載希望の保護者の方は、電話（総務課 ☎097-582-1112）またはホームページでお申し込みください。対象は3歳以下で、過去に掲載されたことがない方（先着順）。

申込締切：5月生まれ4月16日（木）/
6月生まれ5月20日（水）



市報ゆふ
お誕生日コーナー
申し込みフォーム



まつもと りお
松本 莉央ちゃん
平成31年4月14日生 扶間町向原

中学校行事に伴い、スクールバス復路便の時間を変更して運行するため、次の便は運休および変更となります。ご利用の際はお間違えないようご利用ください。



運休と変更のお知らせ

運 休 便		
運休日	コース名	運休内容
5/12 (火)	シャトルバス	健康温泉館前 13:42 発、大学病院 13:55 発、庄内庁舎 14:25 発の各便
	塚原線	由布院駅前バスセンター 12:50 発の便
6/9 (火)	シャトルバス	健康温泉館前 13:42 発、大学病院 13:55 発、庄内庁舎 14:25 発の各便
	塚原線	由布院駅前バスセンター 12:50 発の便

問い合わせ (コミュニティバス) 総合政策課 ☎097-582-1111 (内線 1243)
(スクールバス) 教育総務課 ☎097-582-1177 (内線 1314)

変 更 便			
変更日	5 / 12 (火)、6 / 9 (火)		
変更内容	スクールバス各コースの帰り第1便の発車時刻が次のとおり変更になります。		
コース名	始発バス停	発車時刻	
		変更前 5/12(火)、6/9(火)	変更後
湯平コース	由布院駅前バスセンター	16:27	⇒ 12:52
塚原コース	湯布院中学校	16:35	⇒ 13:00
阿蘇野コース	小野屋駅前	16:21	⇒ 13:06
大津留コース	庄内庁舎	16:27	⇒ 13:12
石城コース	庄内庁舎	16:33	⇒ 12:53

休日当番医

■ 内科・外科医

- 4/19 (挟) ごとう医院 097-540-7800
- 4/26 (湯) 秋吉医院 0977-86-2241
- 4/29 (挟) 川崎内科 097-583-5211
- 5/3 (挟) 新こどもクリニック 097-583-8277
- 5/3 (湯) ゆずの木クリニック 0977-85-4625
- 5/4 (挟) さとう消化器・大腸肛門クリニック 097-583-8050
- 5/5 (庄) 宮崎医院 097-582-0345
- 5/6 (挟) 森本整形外科クリニック 097-586-3700
- 5/10 (庄) 庄内診療所 097-582-3600
- 5/17 (湯) JCHO湯布院病院 0977-84-3171

■ 歯科医

- 5/10 (湯) 野上歯科クリニック 0977-85-4676

健康カレンダー

■ 挟間

- 4/16 (木) 3歳児健診 挟間健康センター 延期
- 4/22 (水) 10~11カ月児健診 挟間健康センター 延期
- 5/13 (水) 1歳6カ月児健診 挟間健康センター 13:15~13:45受付

■ 庄内

- 5/22 (金) 乳幼児健診 庄内保健センター 13:15~13:45受付

■ 湯布院

- 4/23 (木) 10~11カ月児健診 ゆふいん子育て支援センター 延期
- 5/14 (木) 1歳6カ月児健診 ゆふいん子育て支援センター 13:00~13:15受付

ちびっこ広場 (9:30~11:30 挟間健康センター)

4月17日・24日、5月1日・8日・15日
毎月第1金曜日は母子保健推進員と遊ぼう♪誕生日会も行います!

新型コロナウイルス感染症の状況により
変更する場合がありますので、随時お問い合わせください。

●問い合わせ 健康増進課 ☎097-582-1120

